農地中間管理事業借受希望申込書

令和	年	日	日
TJ TH	+	刀	Н

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 様

Ŧ	<u> </u>	_	
住 所			
フリガナ			
氏 名(法人名)			
電話番号		_	

私は、公益社団法人埼玉県農林公社(農地中間管理機構)が行っている農地中間 管理事業により、以下の市町村に存する農地の借受けを希望します。

また、現に実施している農業経営は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて備えていることを確約するとともに、別紙「申込みに関する承諾事項」についても承諾します。

1 借受希望の内容(該当項目に 2 又はご記入ください。)

	項目		内	容	
希望	望市町村	市町村名	川越市		
希望	望市町村との関係		†内農業者 ネ入(企業・個人)		外農業者 」もご記入ください。
	望する農用地等の種別、	田	m²	畑	m²
面和 (1,	貝 000 ㎡単位で記入してください。)	樹園地	m²	その他 ()	m²
	うち、遊休農地を希望す	トる場合に 「	「 ☑ 」してください	١, ٥	□遊休農地
	付予定の作物 復数回答可)	□ 稲 □ 露地男 □ 露地オ □ 素	- 樹 ()	□ 大豆!! □ 施設!! □ 施設 □ 施設 □ で	野菜 果樹() 花き
栽块	音形態	□ 慣行	□ 有機		
借	受希望期間	□ 6年以 □ その他	.上 10 年未満 1(□ 10年	E以上)
	受希望理由 復数回答可)	□ 規模加□ 新規参		作業効率化 の他()

- (1) 複数の市町村で借り受けを希望する場合には、市町村ごとに作成してください。
- (2) 遊休農地の借り受けを希望した方は、希望する遊休農地を借り受ける際、荒廃程度によっては解消する経費の一部の負担をお願いする場合があります。

2 現在の農業経営状況等 (該当項目に☑又はご記入ください。)

項目	内容								
農 業 者 区 分 (経営形態等) (複数回答可)	□ 認定農業者 □ 市町村基本構想水準到達者 □ 前述に該当しない者					□ 認定新規就農者 □ 集落営農組織			
経 営 規 模 等 (経営等面積)		自作地(A) (m²)		:地(B) ㎡)	農作 受訊 (C)(6地 (計 (A)+(B)+(C (m²)) 貸付地 (m²)	<u>þ</u>
	田								
	畑								
	その他								
	計								
主 な 作 付 作 物 (複数回答可)	□ 稲 □ 野菜 □ 牧草		】果村			大豆 花き)	□ そば □ 茶	
	施設	パイプハ	ウス		m²	鉄骨ア	クリルハウス		m²
		ガラスハリ	ウス		m²				
		トラクタ	z —		台	乾	燥機		台
	主 な 農機具 ※	コンバイ	ィン		台	トラ	ラック		台
		田 植	機		台				
施設、機械等 の所有状況		管 理	機		台				
77 771 13 77 70	家畜	乳	牛		頭		豚		頭
		肉	牛		頭		鶏		羽
労働力の状況	個人の	農作業経験年数							
	場合のみ	家族労働	動 力			<u>人</u> ((申込者本人も含	めてください。)
	法人	常時雇用労	働力	現在	:	人	増員予	定:	<u>人</u>
	個 人	臨時雇用労	働力	<u>現在</u>	:	人	増員予	定:	<u>人</u>

※「主な農機具」の欄については、共同又は組合等で所有している場合は丸書き (例:①,②,…)、購入計画がある場合は括弧書き (例:⑴,⑵,…)と記入してください。

3 新規参入の理由等 ※1で「新規参入」を選択した場合にご記入ください。

項目	内 容	
新規参入の目的・経緯		
農作業・研修の経歴 (場所・期間・内容)		

別紙

申込みに関する承諾事項

私は、借受希望申込書の提出にあたり、以下の事項について承諾します。

- (1)氏名、住所、電話番号及び借受希望農用地等の情報について、必要に応じ市町村・JA等の関係機関、団体、個人へ情報提供されること。
- (2)農地中間管理機構が行う貸付けに当たっては、
 - ① 既農業者の経営に支障がないよう公正に貸付けが行われること。
 - ② 既農業者相互での利用権の交換や集落営農組織の構成員がその集落営農組織に転貸することを目的に機構に貸し付けられた農地については、これらの関係者に優先して貸付けが行われること。
 - ③ 借受希望者の農地に隣接する農地については、その借受希望者に優先して貸付けが行われること。
 - ④ 借受希望者が複数いる場合には、農地の位置関係、希望条件との適合性、地域 計画等を総合的に勘案して貸付けが行われること。
- (3)農地を借受けた際には、すべての農地を効率的に利用すること、農作業に常時従事すること(常時従事しない場合は、地域の農業者と役割分担のもとに農業を行うこと等)、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと。
- (4) 賃借権の設定等を受けたときは、適正に利用し、農地中間管理機構からの求め に応じて、農用地等の利用状況を報告すること。